

石綿規制に係る法及び条例の内容 ※法施行令・規則は現在パブリックコメント中のもの

参考資料 3

事項	大気汚染防止法（現行）	罰則	大気汚染防止法（改正後）	罰則	大阪府生活環境の保全等に関する条例（現行）	罰則
①対象建築材料	<p>【施行令第3条の3】</p> <p>特定建築材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹付け石綿</li> <li>・石綿含有断熱材</li> <li>・石綿含有保温材</li> <li>・石綿含有耐火被覆材</li> </ul>		<p>【施行令】</p> <p>特定建築材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹付け石綿</li> <li>・石綿含有断熱材</li> <li>・石綿含有保温材</li> <li>・石綿含有耐火被覆材</li> <li>・石綿含有仕上塗材</li> <li>・石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材</li> </ul>		<p>【規則第16条の2】</p> <p>石綿含有建築材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹付け石綿</li> <li>・石綿含有断熱材</li> <li>・石綿含有保温材</li> <li>・石綿含有耐火被覆材</li> <li>・石綿含有成形板（樹脂被覆・固化を除く）</li> </ul>	
②事前調査	対象	<p>【第18条の17第1項】 【規則第16条の5】</p> <p>解体等工事</p> <p>※解体等工事：建築物等の解体・改修・補修を伴う建設工事（平成18年9月1日以降に設置等の工事に着手した建物等は除く）</p>	<p>【第18条の15第1項】 【規則】</p> <p>解体等工事</p> <p>※解体等工事：建築物等の解体・改修・補修を伴う建設工事（除外規定を削除）</p>		<p>【第40条の3第1項】 【規則第16条の4】</p> <p>特定解体等工事</p> <p>※特定解体等工事：建築物等の解体・改修・補修を伴う建設工事（平成18年9月1日以降に設置等の工事に着手した建物等は除く）</p>	
	実施者	<p>【第18条の17第1項、第3項】</p> <p>解体等工事の受注者及び自主施工者</p>	<p>【第18条の15第1項、第4項】</p> <p>解体等工事の元請業者及び自主施工者</p>		<p>【第40条の3第1項】</p> <p>特定解体等工事の受注者及び自主施工者</p>	
	調査事項	<p>【第18条の17第1項】</p> <p>特定工事に該当するか否か</p> <p>※特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事</p> <p>※特定粉じん排出等作業：特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業</p>	<p>【第18条の15第1項】</p> <p>特定工事に該当するか否か</p> <p>※特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事</p> <p>※特定粉じん排出等作業：特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業（レベル3が追加されている）</p>		<p>【第40条の3第1項】 【規則第16条の3】</p> <p>特定排出等工事に該当するか否か</p> <p>※特定排出等工事：石綿排出等作業を伴う工事であって特定工事以外のもの</p> <p>※石綿排出等作業：石綿含有建築材料が使用されている建築物等の解体等作業（耐火・準耐火建築物以外の建築物で延床面積が300㎡未満のものを除く。）</p>	（未実施） 勧告
	事前調査の方法	規定なし		<p>【第18条の15第1項】 【規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書等の書面による調査</li> <li>・目視による調査</li> <li>・上記により明らかにならなかった場合、建材分析又はみなし</li> </ul>		<p>【規則第16条の5】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書その他の資料の確認</li> <li>・目視</li> <li>・石綿の含有の状況の分析</li> </ul>
事前調査の一定の知見を有する者の活用	規定なし		<p>【第18条の15第1項】 【規則】</p> <p>書面調査及び目視調査については、一定の知見を有する者に行わせること</p>		規定なし	

事項	大気汚染防止法（現行）	罰則	大気汚染防止法（改正後）	罰則	大阪府生活環境の保全等に関する条例（現行）	罰則
②事前調査	発注者への説明項目	<p>【第18条の17第1項】【規則第16条の7、第16条の8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の終了年月日、方法、結果</li> <li>・作業の種類</li> <li>・作業の実施期間</li> <li>・石綿含有建築材料の種類、使用箇所、使用面積</li> <li>・作業の方法</li> <li>・建築物等の概要、配置図、付近の状況</li> <li>・工程の概要</li> <li>・元請業者の現場責任者の氏名等</li> <li>・下請業者の現場責任者の氏名等</li> </ul>	<p>【第18条の15第1項】【規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の終了年月日、方法、結果</li> <li>・作業の種類</li> <li>・調査を行った者の氏名等 (以下、特定工事の内、届出対象特定工事以外の場合)</li> <li>・特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積</li> <li>・作業の種類、実施期間及び方法</li> <li>・工程の概要</li> <li>・特定工事施工者の現場責任者の氏名等 (以下、届出対象特定工事の場合)</li> </ul> <p>上記に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定められた方法以外の作業方法の場合、その理由</li> <li>・建物等の概要、配置図、周辺の状況</li> <li>・下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所</li> </ul> <p>※届出対象特定工事：特定工事のうち、レベル1、2の特定建築材料に係るもの</p>		<p>【第40条の3第1項、第40条の7第1項】【規則第16条の7、第16条の8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の結果</li> <li>・調査を終了した年月日</li> <li>・調査の方法</li> <li>・建築物等の階、部屋及び部位ごとの石綿含有建築材料の使用の有無</li> <li>・石綿含有建築材料の種類、使用箇所、使用面積 (以下、特定排出等工事の場合)</li> <li>・作業の種類</li> <li>・作業の実施期間</li> <li>・作業の方法、測定計画（測定しなければならない場合）</li> <li>・建物等の概要、配置図、付近の状況</li> <li>・工程の概要</li> <li>・施工者、下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所</li> </ul>	(未作成) 勧告
	発注者による配慮	<p>【第18条の17第2項】</p> <p>解体等工事の受注者が行う事前調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。</p>	<p>【第18条の15第2項】</p> <p>(同左)</p>		<p>【第40条の3第2項】</p> <p>受注者が行う事前調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。</p>	
	発注者への交付書面の写しの保存	規定なし		<p>【第18条の15第3項】【規則】</p> <p>書面の写しを調査終了から3年間保存しなければならない。(記録の保存は電子でも可能とする。)</p>		<p>【第40条の3第7項】【規則第16条の10】</p> <p>調査を行ったものは、書面の写しを3年間保存しなければならない</p> <p>【第40条の3第8項】【規則第16条の10】</p> <p>発注者は書面を3年間保存しなければならない</p>

事項	大気汚染防止法（現行）	罰則	大気汚染防止法（改正後）	罰則	大阪府生活環境の保全等に関する条例（現行）	罰則
事前調査の記録事項	規定なし		<b>【第18条の15第3項】【規則】</b> ・発注者の氏名等 ・工事の場所、名称、概要 ・調査を終了した年月日、方法 ・解体建築物の設置年月日、概要 ・改造、補修の場合は対象となる建築物等の部分 ・調査を行った者の氏名等 ・分析を行った場合、その箇所、行った者の氏名等 ・各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠		規定なし	
事前調査の記録の保存	規定なし		<b>【第18条の15第3項】【規則】</b> 解体等工事が終了した日から3年間保存しなければならない。（記録の保存は電子でも可能とする。）		規定なし	
掲示及び現場備え付け	<b>【第18条の17第4項】</b> 事前調査の結果を公衆に見やすいように掲示しなければならない。		<b>【第18条の15第5項】</b> 事前調査の記録の写しを現場に備え置き、かつ現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。		<b>【第40条の3第4項】</b> 調査の結果を、当該建築物等の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。 <b>【第40条の3第5項】</b> 事前調査書面の写しを公衆の閲覧に供しなければならない。 （備え付けの期間） 特定解体工事が完了するまでの間	（未実施） 勧告
②事前調査 掲示すべき事項	<b>【第18条の17第4項】【規則第16条の10】</b> ・調査の結果 ・調査を行った者の氏名等 ・調査を終了した年月日 ・調査の方法 ・特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類		<b>【第18条の15第5項】【規則】</b> （同左）		<b>【規則第16条の9第2項】【規則第16条の9第3項】</b> ・調査を行った者の氏名等 ・石綿含有建築材料の有無、使用されている場合はその種類 ・調査を終了した年月日 ・調査の方法 （掲示の期間） ・特定解体等工事に着手するまでに掲示し、特定解体工事が完了するまでの間掲示する。	
掲示板の大きさ	規定なし		<b>【規則】</b> 日本産業規格A3以上		<b>【規則第16条の9第1項】</b> 縦40cm、横60cm以上	

事項		大気汚染防止法（現行）	罰則	大気汚染防止法（改正後）	罰則	大阪府生活環境の保全等に関する条例（現行）	罰則
②事前調査	事前調査結果の都道府県知事への報告	規定なし		<b>【第18条の15第6項】【規則】</b> （報告対象） ・建築物の解体工事：床面積の合計が <b>80m<sup>2</sup></b> 以上 ・建築物の改造、補修工事：請負代金の合計が <b>100万円</b> 以上 ・工作物の解体、改造、補修工事：請負代金の合計が <b>100万円</b> 以上 （報告事項） ・発注者、元請け業者又は自主施行者の氏名等 ・解体等工事の場所、名称、概要、期間等 ・建築物等の設置年月日、概要、建築材料の種類 ・解体等工事の期間 ・調査を終了した年月日 ・建築物の解体工事の場合は床面積の合計 ・建築物の改造、補修工事、工作物の解体、改造、補修工事の場合は請負代金 ・調査をした者の氏名等 ・分析を行った場合、その箇所、行った者の氏名等 ・各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠 ※電子システムを通じて報告するが、書面の提出による報告も可能とする。	（未報告・虚偽報告） <b>30万円</b> 以下の罰金	規定なし	
③作業届出	届出者	<b>【第18条の15第1項】</b> ・発注者又は自主施工者		<b>【第18条の17第1項】</b> （同左）		<b>【第40条の7第1項】</b> ・発注者又は自主施工者	
	届出対象工事	<b>【第18条の15第1項】</b> 特定工事 （レベル1、2全ての解体等工事）		<b>【第18条の17第1項】</b> 届出対象特定工事 （レベル1、2全ての解体等工事）		<b>【第40条の7第1項】【規則第16条の14】</b> 石綿含有成形板の使用面積が <b>1000m<sup>2</sup></b> 以上の特定排出等工事	

事項	大気汚染防止法（現行）	罰則	大気汚染防止法（改正後）	罰則	大阪府生活環境の保全等に関する条例（現行）	罰則	
③作業届出	届出事項	【第18条の15第1項】【規則第10条の4】 ・届出者の氏名等 ・施工者の氏名等 ・特定工事の場所 ・作業の種類、実施の期間 ・特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ・作業の方法 ・建築物等の概要、配置図、付近の状況 ・工程の概要 ・元請業者の現場責任者の氏名等 ・下請業者の現場責任者の氏名等	(未届) 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	【第18条の17第1項】【規則】 (同左)	(同左)	【第40条の7第1項】【規則第16条の15第2項】 (未届) 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金 ・届出者の氏名等 ・施工者の氏名等 ・建設工事の場所 ・作業の種類、実施の期間 ・石綿含有建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ・作業の方法 ・測定計画（測定しなければならない場合） ・事前調査書面 ・建築物等の概要、配置図、付近の状況 ・工程の概要 ・施工者の現場責任者の氏名等 ・下請業者の現場責任者の氏名等	
	届出の除外規定	【第18条の15第1項、第2項】 災害その他非常の事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合は、速やかに届け出なければならない。		【第18条の17第2項】 (同左)		【第40条の7第1項、第2項】 (同左)	
	計画変更命令	【第18条の16】 届出に係る作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、計画の変更を命ずることができる。	(命令違反) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	【第18条の18第1項、第2項】 ①18条の19の除外規定に該当しない作業に該当しないと認めるとき、基準等を遵守した計画への変更を命ずる ②18条の14の作業基準に適合しないと認めるとき	(同左)	【第40条の9】 届出に係る作業の方法が作業基準に適合しないと認めるとき又は測定計画が適当でないと認めるときは、計画の変更を命ずることができる。	(命令違反) 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	計画変更命令の除外規定の追加	規定なし		【第18条の18】【第18条の19】【規則】 ・建築物等が倒壊する恐れがあるとき ・原形のまま除去することや、集じん排気装置を使用すること等が技術上著しく困難な場合		規定なし	
④発注者の責務	元請業者に対する配慮	【第18条の20】 請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。		【第18条の16第1項】 (同左)		【第40条の13】 ・石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報提供に努めなければならない ・請負契約に関する事項について、作業実施基準又は敷地境界基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。	
	下請負人への準用	規定なし		【第18条の16第2項】 元請業者への配慮を下請負人に準用		規定なし	

事項		大気汚染防止法（現行）	罰則	大気汚染防止法（改正後）	罰則	大阪府生活環境の保全等に関する条例（現行）	罰則
④発注者の責務	元請けからの下請けへの説明義務	規定なし		<b>【第18条の16第3項】【規則】</b> 元請業者は下請負人に対し、以下の事項を説明しなければならない。 ・作業の方法 ・作業の種類、実施期間 ・工程の概要 ・建築材料の種類、使用箇所、使用面積		規定なし	
⑤作業基準	作業計画の作成	規定なし		<b>【規則】</b> 元請業者又は自主施行者は以下の事項の作業計画を策定し、当該作業計画に沿って作業を行う。 ・特定工事の場所 ・作業の種類、実施期間及び方法 ・特定建築材料の種類並びに使用箇所及び使用面積 ・工程の概要 ・建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ・元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・下請負人の氏名等		規定なし	
	レベル1・2	<b>【第18条の14】【規則第16条の4】</b> （レベル1） ・前室の設置 ・隔離室の負圧、HEPAフィルタ付集じん・排気装置の設置 ・集じん・排気装置の正常稼働の初日開始前の確認 ・除去開始前の負圧の確認 ・薬液等による湿潤 ・集じん・排気装置の正常稼働、負圧の確認記録、保存 ・除去部分への薬剤散布、作業場内の特定粉じんの処理 （レベル2 掻き落とし等以外の方法） ・除去を行う部分の周辺を事前に養生 ・薬液等による湿潤 ・除去部分への薬剤散布、作業場内の特定粉じんの処理		<b>【第18条の19】【規則】</b> 左記に以下を追加 ・集じん排気装置の正常稼働のフィルタ交換時の確認 ・除去中断時の負圧の確認	（原形のまま除去又は集じん排気装置を用いて隔離して除去のいずれかの方法で行わない場合）3月以下の懲役又は <b>30万円</b> 以下の罰金	<b>【第40条の5】【規則第16条の12】【規則別表第9の2】</b> 現行法に加え、以下の事項を規定 ・排水のろ過処理その他の適切な措置	

事項	大気汚染防止法（現行）	罰則	大気汚染防止法（改正後）	罰則	大阪府生活環境の保全等に関する条例（現行）	罰則
⑤作業基準	レベル3	規定なし	<b>【規則】</b> ① 石綿含有成形板等 ・原形のまま除去。 ・上記が困難な場合は、薬液等により湿潤化。 ・特定粉じんを比較的多量に発生するもので原形のまま除去が困難な場合は、周辺を事前に養生し、薬液等により湿潤化。 ・除去後の作業場内の清掃その他の石綿処理。 ② 石綿含有仕上塗材 ・電動工具を用いず除去するときは、薬液等により湿潤化。 ・電動工具を用いて除去するときは、周辺を事前に養生し、薬液等により湿潤化。 ・除去後の作業場内の清掃その他の石綿処理。		<b>【第40条の5】【規則第16条の12】【規則別表第9の2】</b> ・建物等の高さ以上の幕等の設置 ・原形のまま手ばらし。やむを得ず機械等を使用する場合は散水 ・除去後切断する場合は、集じん装置を備えた切断機を使用すること。 ・除去後の石綿含有建築材料を破碎しない ・排水のろ過処理その他の適切な措置	
	掲示板の設置	<b>【第18条の14】【規則第16条の4】</b> 特定粉じん排出等作業を行う場合は、以下の事項を表示した掲示板を設けること ・届出年月日、届出先 ・届出者の氏名等 ・施工者の氏名等 ・作業の実施の期間、方法 ・施工者の現場責任者の氏名等	<b>【第18条の14】【規則】</b> 特定粉じん排出等作業を行う場合は、以下の事項を表示した掲示板を設けること ・届出年月日、届出先 ・事前調査結果の報告年月日及び報告先 ・発注者、元請業者又は自主施工者の氏名等 ・作業の実施の期間、方法 ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名等		<b>【第40条の5】【規則第16条の12】【規則別表第9の2】</b> 当該作業の期間中、以下の事項を記載した掲示板を設置すること ・届出年月日、届出先 ・届出者の氏名等 ・施工者の氏名等 ・下請負人の氏名等 ・作業を行う期間及び工程 ・施工者及び下請負人の現場責任者の氏名等 ・飛散防止措置の内容 ・測定計画（必要な場合のみ） ・届出書の受理番号等	
	作業終了時の確認	規定なし		<b>【規則】</b> ・特定粉じんに関する知識を有する者により作業後に取り残しが無い事等作業の完了を確認すること。 ・元請業者は下請け業者の記録により計画通り実施されたかを確認すること。 ・隔離を解くにあたり清掃その他の処理を行った上で、大気中への排出又は飛散のおそれがないことを確認すること。		規定なし

事項	大気汚染防止法（現行）	罰則	大気汚染防止法（改正後）	罰則	大阪府生活環境の保全等に関する条例（現行）	罰則
⑤作業基準	作業基準の遵守	【第18条の18】 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。	【第18条の20】 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。		【第40条の10】 石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する者は、当該建設工事における石綿排出等作業について、作業実施基準及び敷地境界基準を遵守しなければならない。	公表
	適合命令	【第18条の19】 知事は特定工事を施工する者が作業基準を遵守していないと認めるときは、作業基準に従うべきことを命じ、又は作業の一時停止を命ずることができる。	【第18条の21】 知事は特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が作業基準を遵守していないと認めるときは、作業基準に従うべきことを命じ、又は作業の一時停止を命ずることができる。	変更無し	【第40条の11】 知事は、施工者が作業実施基準又は敷地境界基準を順守していないと認めるときは、基準に従うべきことを命じ、又は作業の一時停止を命ずることができる。	（命令違反）6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
⑥大気濃度	濃度基準	規定なし	規定なし		【第40条の6】 【規則第16条の13】 石綿排出等作業に係る敷地境界基準については、10本/Lとする。	
	濃度測定	規定なし	規定なし		【第40条の12】 【規則第16条の17、18】 石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く）の使用面積の合計50m <sup>2</sup> 以上の特定工事の施工者は、敷地境界の濃度を測定し、その結果を3年間記録しなければならない。	
	計画届出	規定なし	規定なし		【第40条の8】 【規則第16条の16】 濃度測定を行うべき者は測定計画を提出しなければならない。	（未届）3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
⑦元請業者による下請負人への指導	規定なし		【第18条の22】 元請業者は、各下請負人が作業を適切に行うよう、指導に努めなければならない。		規定なし	

事項		大気汚染防止法（現行）	罰則	大気汚染防止法（改正後）	罰則	大阪府生活環境の保全等に関する条例（現行）	罰則
⑧完了報告	作業に関する記録	規定なし		<b>【第18条の23第1項】【規則】</b> 作業が完了したときは、作業記録を作成し、3年間保存しなければならない。 （記録事項） ・発注者の氏名等 ・元請け業者の現場責任者の氏名等 ・下請負人の氏名等 ・工事の場所 ・作業の種類、期間、実施状況 ・隔離措置の場合、負圧の状況、集じん装置の稼働状況、隔離を解く前の確認の年月日、方法、結果、実施した氏名等 ・完了確認の年月日、結果、氏名等		規定なし	
	発注者への報告	規定なし		<b>【第18条の23第1項】【規則】</b> 作業が完了したときは、発注者に書面で報告し、書面の写しを3年間保存しなければならない。 （報告事項） ・作業の実施状況の概要 ・完了確認の氏名等 ・作業完了日		規定なし	
⑨立入検査等		<b>【第26条】</b> （対象） ・発注者、受注者、自主施工者、施工者 （場所） ・解体等工事に係る建築物等、現場	（検査拒否等） <b>30万円以下の罰金</b>	<b>【第26条】</b> （対象） ・左記から施工者を削除し、下請負人を追加 （場所） ・左記に元請業者、自主施行者、下請負人の営業所、事務所その他の事業場を追加	（同左）	<b>【第105条】</b> （対象） ・発注者、受注者、自主施工者 （場所） ・工事の場所、受注者、自主施工者の事務所等	（検査拒否等） <b>10万円以下の罰金</b>
⑩国の施策		規定なし		<b>【第18条の24】</b> 国は、特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。		規定なし	

事項	大気汚染防止法（現行）	罰則	大気汚染防止法（改正後）	罰則	大阪府生活環境の保全等に関する条例（現行）	罰則
①地方公共団体の施策等	規定なし		<p><b>【第18条の25】</b>  地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。</p>		<p><b>【第40条の13の4】</b>  知事は、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に伴う石綿の大気中への飛散を防止するため、石綿に関する情報を広く事業者及び府民に対して提供し、石綿の飛散の防止の重要性について啓発に努めるものとする。</p>	